

意見書案、決議案に対する反対討論（要旨）

2018/3/23

まつざき 真琴

私は、日本共産党県議団として、ただいま提案されました「慎重な憲法論議を求める意見書案」に賛成し、「2025年国際博覧会の誘致に関する決議案」に反対する立場から、それぞれの理由を述べ、討論いたします。

まず、「2025年国際博覧会の誘致に関する決議案」についてであります。これは、2025年開催予定の国際博覧会について、大阪・関西への誘致への支援と協力を決議するものであります。

私は、国際博覧会自体を否定するものではありません。しかし、今、この件で、大きな懸念事項となっているのが、大阪万博誘致と合わせて、万博にカジノを含めた統合的リゾート（IR）を作ろうとしている問題です。政府は、カジノの具体的な制度を定める統合的リゾート実施法案の作成を進めており、今国会で成立させ、2020年代の開業を目指すとしています。

カジノは、豪華な部屋で、高額な掛金が動くゲームが夜を徹して繰り返されるもので、競馬やパチンコなどより、のめり込みやすいと言われています。

今、ギャンブル依存症が大きな社会問題となっていますが、この依存症が疑われる成人は、全国で320万人に及ぶという推計も伝えられています。

決議案には、新幹線や航空、航路などによって、観光客の鹿児島への入り込みが期待される表現がありますが、反対に、鹿児島から万博に行った県民がカジノを経験し、大きなリスクを負うおそれも否定できません。

何より、東京オリンピックもそうであるように、万博開催のための財政的な負担を負うのは地元自治体であり、そのツケを負うのは、その住民であります。

無責任に、「誘致実現に向けた活動を全面的に支援し、協力する」という決議案には、到底賛成できないものであります。

次に、「慎重な憲法論議を求める意見書案」についてであります。

安倍晋三内閣総理大臣は、2007年、内閣総理大臣の立場で行った年頭記者会見において「憲法を、是非私の内閣として改正を目指していきたいということは、当然参議院の選挙においても訴えてまいりたいと考えている。」と述べました。

昨年5月3日の憲法記念日には、ビデオメッセージの中で「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と表明しました。ここでは、安倍首相は「自民党総裁」という肩書きでのメッセージとしましたが、いかに立場を使い分けても、内閣総理大臣という立場は消えるわけではありません。

日本国憲法第99条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務

員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と規定されています。

この「憲法尊重擁護義務」の意味について『世界第百科事典第2版』には「憲法を遵守し、憲法の実施を確保すると同時に憲法違反をすすんで防遏するよう努力する義務をいう。国政担当者にこの義務を課し、憲法の尊重擁護を宣誓させることは、近代以来の最も一般的な憲法保障の方法である。国政担当者にとくにこの義務を課すのは、憲法は主権者たる国民が人権保障を目的として国家権力を拘束するために制定したという近代憲法の理念に基づくものであり、そこでは、国民は、国政担当者による憲法違反を監視し是正する最後の憲法の番人として位置づけられていた。」とあります。

憲法96条の改正発議権は国会に与えているのであって、内閣に発議権はありません。つまり、内閣の構成員である総理大臣と国務大臣は99条の明文通り、大臣として憲法尊重擁護義務を負い続けているわけです。冒頭に紹介した安倍総理の発言は、明確な憲法違反と言えるものです。

今、国民生活に及んでいる苦難は、憲法に問題があるわけではありません。憲法を無視し、憲法違反と言えるような社会保障制度や労働法制の改悪、安保法制を制定するなど、国会の数のチカラで、憲法をないがしろにしてきた政治に問題があるのです。

今、求められているのは、憲法の改定ではなく、憲法を暮らしに生かす政治です。

以上、同僚議員各位のご賛同をよびかけ、討論を終わります。